

株 稚 内 振 興 公 社 無 料 送 迎 バ ス 運 行 規 則

平成 21 年 4 月 1 日 制 定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、株 稚 内 振 興 公 社 無 料 送 迎 バ ス (以下「送迎バス」という。)の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第 2 条 送迎バスは、株 稚 内 振 興 公 社 が 管 理 す る 稚 内 市 内 公 共 施 設 利 用 者 の 送 迎 に 利 用 す る 。 た だ し 、 利 用 が 非 営 利 目 的 で あり 社 会 性 ・ 福 祉 性 が 高 く 、 代 表 取締役が必要と認めた場合は、この限りでない。

(運行路線等)

第 3 条 送迎バスの運行は、原則、稚内市内とする。運行路線、回数、時刻、停留所等については、株 稚 内 振 興 公 社 が 別 に 定 め る 。 た だ し 、 そ の 都 度 の 状 況 によって変更できるものとする。

(利用料金)

第 4 条 送迎バスの利用料金は、無料とする。

(責任の範囲)

第 5 条 送迎バスを使って公共施設を利用する者の乗車時から降車時までの安全は、当社が責任を負うものとする。

(運休措置)

第 6 条 異常気象時又は降雪、凍結時等における送迎バスの運行は、運行責任者が危険とみなした場合は、運休するものとする。

(申込方法)

第 7 条 送迎バスの利用希望者は、前各条の規定を了承の上、株 稚 内 振 興 公 社 送 迎 バ ス 利 用 申 込 書 (別記様式)により利用日の 7 日前までに申し込むものとする。

(許可方法)

第 8 条 株 稚 内 振 興 公 社 は 申 込 書 の 内 容 を 審 査 し 、 適 当 と 認 め ら れ た と き は 利 用 承 諾 書 (別記様式)を交付する。

(管理者・責任者)

第 9 条 送迎バスの車両管理者並びに運行責任者は、総務部長とする。

(その他)

第 10 条 この規則に定めのない事項については、関係法令に則り、必要に応じ都度別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 令和 2 年 10 月 1 日、一部条文について追加及び変更のうえ、施行する。